資料４

東谷中学校サポート隊　個人情報取り扱い規定（案）

第１章　　目的

第１条　東谷中学校サポート隊（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、個人情報に関する会員の権利・利益を保護するとともに、本会活動の円滑な運営を図ることを目的とする。

第２章　　責務

第２条　本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、本会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第３章　　管理者・取扱者

第３条　本会における個人情報の管理者は本会隊長、取扱者は本会サポートスタッフとする。

第４章　　収取方法

第４条　本会は、個人情報を収取するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め明示する。

第５章　　利用

第５条　本会では個人情報を次の目的のために利用する。

（１）協力金集金、管理、その他の文書などの請求

（２）登録メンバーリストの作成・管理

第６章　　管理

第６条　個人情報は管理者または取扱者が保管し、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

第７章　　第三者提供への制限

第７条　個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

（１）法令に基づく場合

（２）人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

（３）公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合

（４）国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第８章　　情報開示等

第８条　本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

付則　本規定は、平成３０年５月１８日より施行する。

令和　２年５月　●日一部改正。